

第56号議案

令和6年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次

	資料 ページ	予算説明書 ページ
4款2項2目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ごみ処理費</span>		
《歳出補正》		
・ 旧中央環境センター土壌汚染調査費	・・・ 2 ～ 9	22 ～ 23

環 境 部  
令和6年6月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22 ~ 23	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	1-1	旧中央環境センター土壌汚染調査費	千円 10,085

## 1 事業概要

旧中央環境センター(長崎市川口町6番10号)は、昭和38年2月からごみ収集業務の事務所やごみ収集車両の整備工場として使用していたが、施設の老朽化等の理由により、令和4年3月に閉鎖した。

そこで、跡地活用を検討するため、敷地面積が3,000㎡未満であり土壌汚染対策法に基づく土壌調査の義務はないが、これまでの利用状況から土壌汚染が存在する可能性があることから、令和5年8月から10月に土地利用履歴調査、令和6年1月から3月に土壌汚染状況調査を実施した。

土壌汚染状況調査の結果、土地の一部から溶出量基準値を超える特定有害物質(鉛、砒素)が確認されたため、今後、同法第14条に基づく区域指定及び土壌汚染対策の検討が必要であることから、基準不適合土壌の深さや地下水汚染の有無を把握するための詳細調査を実施するもの。



### 【施設概要】

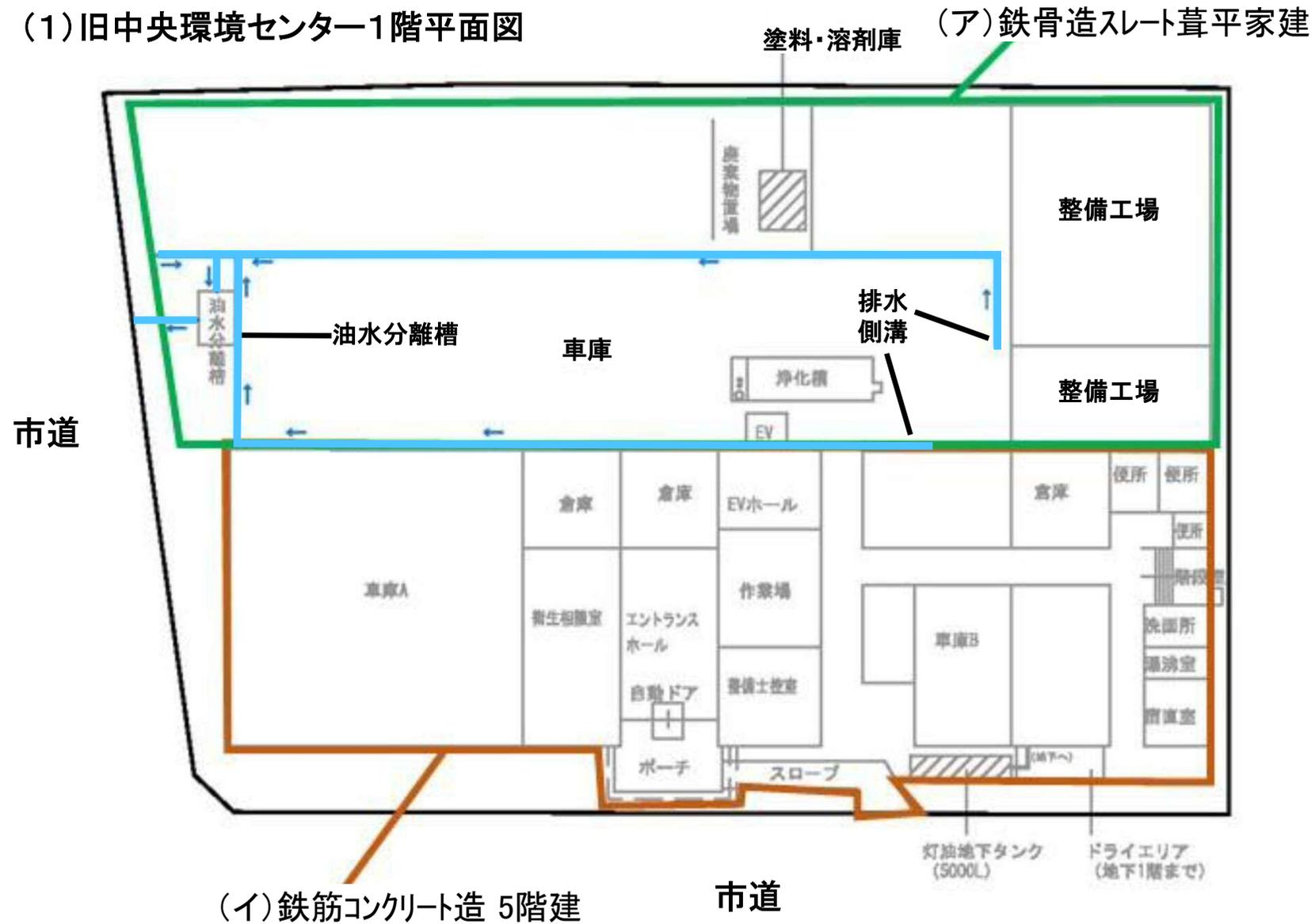
名称	構造	摘要	建設年月日	延床面積
旧中央環境センター (敷地面積: 2,906.67㎡)	(ア)鉄筋コンクリート造5階建	事務室、控室など	昭和54年3月31日	4,288.9㎡
	(イ)鉄骨造スレート葺平家建	整備工場、車庫など	昭和38年2月28日	667.39㎡

### 【現地写真】

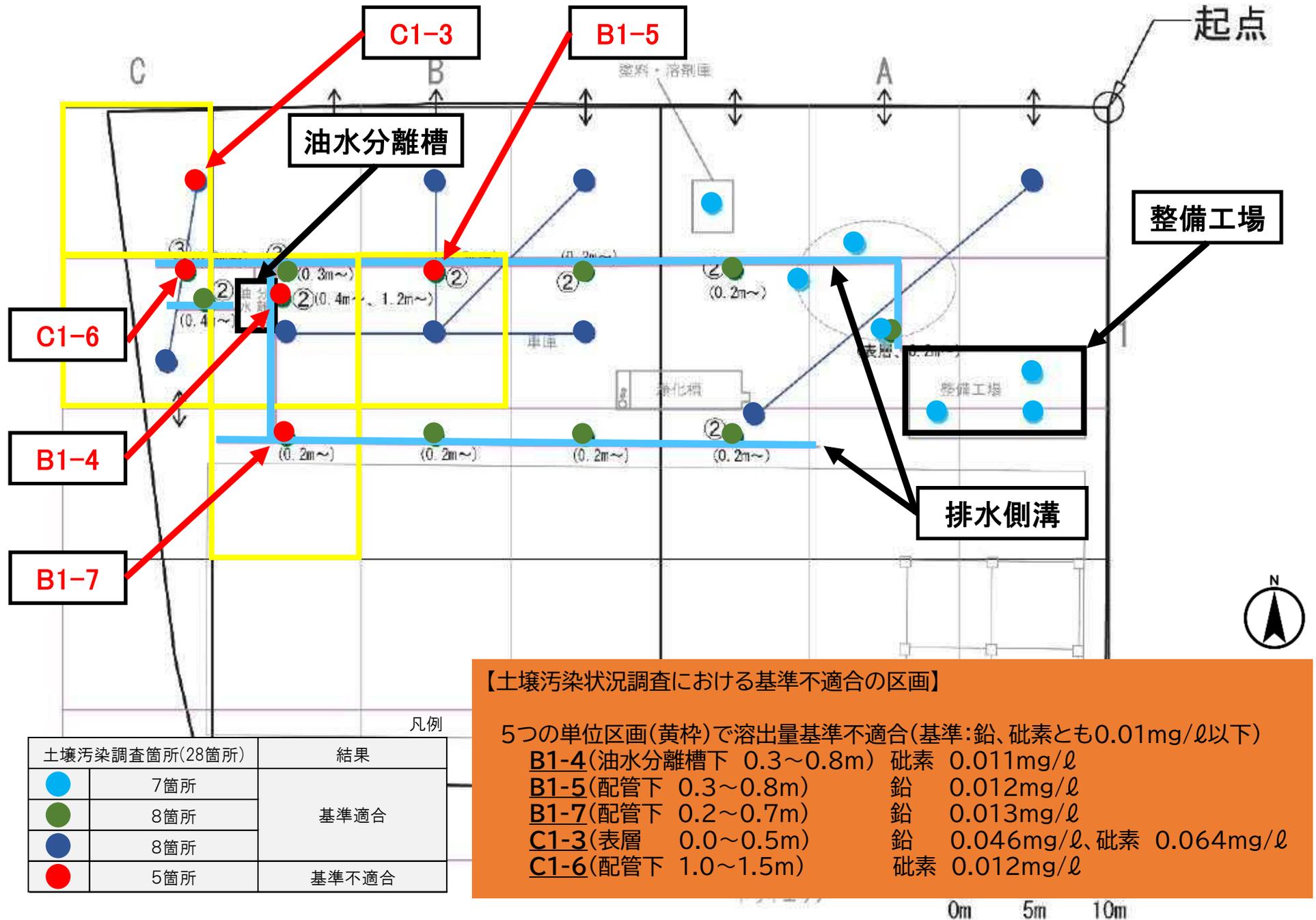


## 2 事業内容

(1)旧中央環境センター1階平面図



## (2) 土壤汚染状況調査実施結果



### (3) 区域指定別対策一覧表

【凡例】 ○:基準適合 ×:基準不適合

番号	含有量基準 150 mg/kg 以下	溶出量基準 0.01 mg/ℓ 以下	地下水汚染が到達し得る範囲内の飲用井戸の有無	目標地下水濃度 (飲用井戸での地下水基準0.01 mg/ℓ以下)	指定区域	対策
①	○	×	有	×	要措置区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原位置封じ込め又は遮水工封じ込め等</li> <li>・年4回・2年間の地下水の水質の測定と基準適合の確認</li> <li>・掘削する場合の詳細調査(深度調査)</li> <li>・地下水位以深まで掘削する場合は、遮水、又は揚水による地下水位の管理と水質の監視</li> <li>・汚染土壌を搬出する場合は汚染土壌処理施設に搬出</li> </ul>
②	○	×	有	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水質の測定(5年間以上)と年4回・直近2年間の基準適合の確認</li> <li>・掘削する場合の詳細調査(深度調査)</li> <li>・地下水位以深まで掘削する場合は、遮水、又は揚水による地下水位の管理と水質の監視</li> <li>・汚染土壌を搬出する場合は汚染土壌処理施設に搬出</li> </ul>
③	○	×	無	—	形質変更時要届出区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削する場合の詳細調査(深度調査)</li> <li>・地下水位以深まで掘削する場合は、遮水、又は揚水による地下水位の管理と水質の監視</li> <li>・汚染土壌を搬出する場合は汚染土壌処理施設に搬出</li> </ul>

令和6年1月から実施した土壌汚染状況調査の結果、表中青枠の環境省が定める「含有量基準」に適合するが土地の一部が「溶出量基準」に不適合となったことから、表中赤枠の「地下水汚染が到達し得る範囲内の飲用井戸の有無」及び「地下水濃度」を調査し、今後、表中緑枠の指定区域の種類の決定及び対策について検討する。

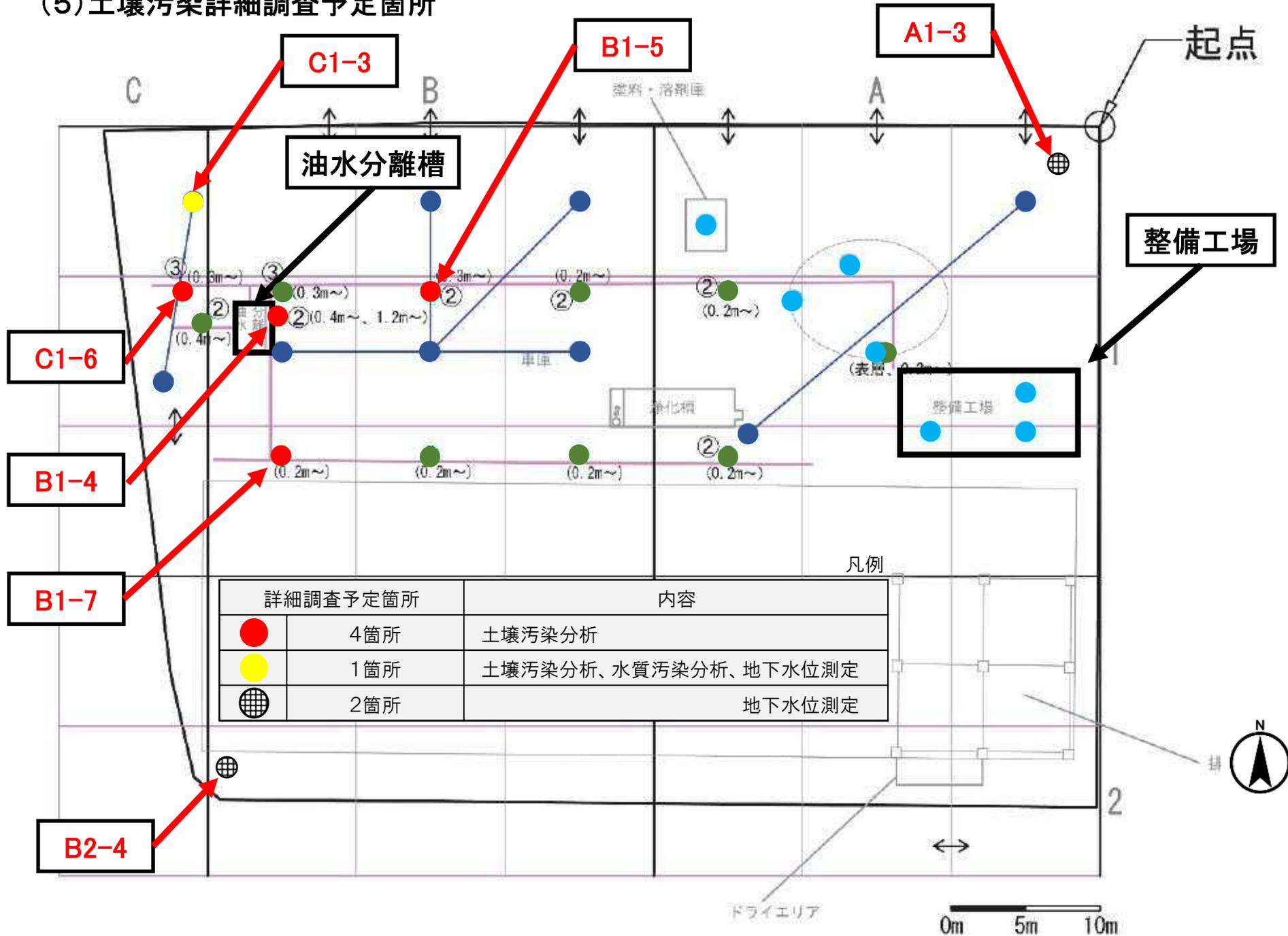
※含有量基準・・・採取した土壌1キログラムの中に含まれる特定有害物質の量

※溶出量基準・・・採取した土壌に10倍量の水を加え、1リットル中に溶け出す特定有害物質の量

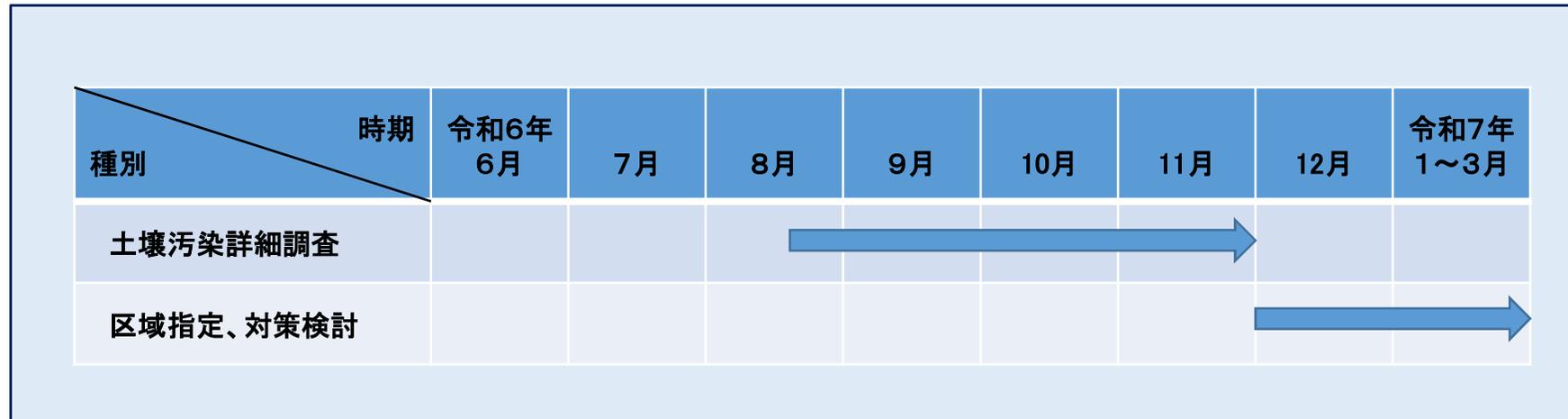
#### (4) 土壤汚染詳細調査内容

項目	数量	調査内容
①ボーリング調査		
掘削工	深度8.5m × 7箇所 計59.5m	土壤汚染等の調査のための掘削
観測井	3箇所設置	動水勾配観測のために設置 A1-3、B2-4、C1-3
②土壤分析		
試料採取	8試料 × 5箇所 計40試料	深さ1mから8mまでの1mごとの土壤試料の採取 B1-4、B1-5、B1-7、C1-3、C1-6
鉛	8試料 × 3箇所 計24試料	採取した土壤試料の分析 B1-5、B1-7、C1-3の計3区画
砒素	8試料 × 3箇所 計24試料	採取した土壤試料の分析 B1-4、C1-3、C1-6の計3区画
③地下水分析		
試料採取	1試料 × 1箇所	水質汚染分析のための地下水の採取 C1-3
鉛、砒素	各 × 1試料 計2試料	採取した地下水の分析

(5) 土壤汚染詳細調査予定箇所



## (6)スケジュール



### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 10,085	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 10,085

(関係条文)

●土壤汚染対策法<抜粋>

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

(要措置区域の指定等)

**第六条** 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

(形質変更時要届出区域の指定等)

**第十一条** 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。